

## 第12章 事後調査

「第11章 環境影響評価の結果」を踏まえ、地下水の水位、河川、地盤について事後調査を実施します。

### 第1節 地下水の水位

#### 1.1. 事後調査を行うこととした理由

予測手法は、影響予測に関する知見が蓄積されたものですが、予測地域における地下水の水位の状況が十分に明らかでなく、予測の不確実性が考えられることから、事後調査を行います。

#### 1.2. 事後調査の項目及び手法

事後調査の概要については、表 12-1-1 に示す内容を基本とし、専門家等の指導助言を受け、調査を行います。

表 12-1-1 事後調査の概要（地下水の水位）

調査項目	調査手法	調査範囲	調査時期及び期間
地下水位の状況	地下水位の観測	トンネル区間周辺の井戸等	工事前～工事期間中及び工事完了後3年間 (月1回または連続観測)
	湧水量の観測	トンネル区間周辺の湧水等	工事前～工事期間中及び工事完了後3年間 (月1回)

#### 1.3. 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針

事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、事業者が関係機関と協議し、必要に応じて専門家等の指導・助言を得て追加調査等を行い、適切な措置を講じます。

#### 1.4. 事後調査の結果の公表の方法

事後調査の結果の公表については、事業者が行うものとし、公表時期・方法については、関係機関と連携しつつ、適切に実施するものとします。

## 第2節 河川

### 2.1. 事後調査を行うこととした理由

予測手法は、影響予測に関する知見が蓄積されたものですが、予測地域における河川の流量の状況が十分に明らかでなく、予測の不確実性が考えられることから、事後調査を行います。

### 2.2. 事後調査の項目及び手法

事後調査の概要については、表 12-2-1 に示す内容を基本とし、専門家等の指導助言を受け、調査を行います。

表 12-2-1 事後調査の概要（河川）

調査項目	調査手法	調査範囲	調査時期及び期間
河川の流量	河川の流量の観測	トンネル区間周辺の利水のある河川及び沢	工事前～工事期間中及び工事完了後3年間 (月1回)

### 2.3. 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針

事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、事業者が関係機関と協議し、必要に応じて専門家等の指導・助言を得て追加調査等を行い、適切な措置を講じます。

### 2.4. 事後調査の結果の公表の方法

事後調査の結果の公表については、事業者が行うものとし、公表時期・方法については、関係機関と連携しつつ、適切に実施するものとします。

### 第3節 地盤

#### 3.1. 事後調査を行うこととした理由

予測手法は、影響予測に関する知見が蓄積されたものですが、予測地域における地盤の状況が十分に明らかでなく、予測の不確実性が考えられることから、事後調査を行います。

#### 3.2. 事後調査の項目及び手法

事後調査の概要については、表 12-3-1 に示す内容を基本とし、専門家等の指導助言を受け、調査を行います。

表 12-3-1 事後調査の概要（地盤）

調査項目	調査手法	調査範囲	調査時期及び期間
地盤沈下の状況	測量による沈下量の観測	トンネル区間周辺の住居	工事前～工事期間中及び工事完了後3年間（年1回以上※注1）

※注1）地下水位の状況の事後調査結果を踏まえ、地盤沈下への影響が想定される場合には調査の追加を検討します。

#### 3.3. 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針

事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、事業者が関係機関と協議し、必要に応じて専門家等の指導・助言を得て追加調査等を行い、適切な措置を講じます。

#### 3.4. 事後調査の結果の公表の方法

事後調査の結果の公表については、事業者が行うものとし、公表時期・方法については、関係機関と連携しつつ、適切に実施するものとします。